

平成 28 年度第二次補正予算にて 業務改善助成金が拡充されます

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

助成金上限は 50～100 万円、150～200 万円、助成率は 1/2～3/4 と賃金引き上げ額毎に複数あります。

山口県の最低賃金は 10 月 1 日から 753 円となる見込みですので、引き上げにともない業務改善助成金の活用がありますのでお知らせいたします。

相談窓口がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

相談窓口：電話番号 0800-200-00186（無料）

対 応：山口県中小企業団体中央会（コーディネーター）

【参考：関連 WEB サイト】

厚生労働省ホームページ

「最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135277.html>

経済産業省ホームページ

「平成 28 年度経済産業省関係 第 2 次補正予算案の概要について」

http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2016/pdf/h28_2hosyuyosan_pr.pdf